

知多市告示第 1 4 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 の規定に基づき、市が実施する飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を次のように定める。

平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日

知多市長 加 藤 功

- 1 政令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2 政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者（同項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者及び同項各号のいずれかに該当した者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する事実があった後 2 年を経過しない者を除く。）であること。
- 3 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いている者であること。
- 4 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用となる著しく経営不振の状態でない者であること。
- 5 飲料その他の物品の自動販売機の設置業務において、飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札の公告（以下「公告」という。）の日現在で 3 年以上の実績を有している者であること。
- 6 公告の日から過去 3 か年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）の施設に、自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績がある者であること。
- 7 国税、都道府県税及び市町村税の未納がない者であること。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を経営に事実上参加させ、不正に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭若しくは物品その他の財

産上の利益を不当に与えていると認められる者でないこと。

9 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

10 公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していない者であること。

(1) 法人にあつては、非常勤を含む役員若しくは支配人又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、その他の団体にあつては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者又は支店、営業所若しくは事務所の代表者、役員等（以下「役員等」という。）に暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、(1)から(5)のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等